

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 8 月



弁護士 [岡村 優](#)

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が 1902 年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120 年有余の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

■ 大判明治 42 年 4 月 17 日民録 15 輯 360 頁（明治 41 年（才）第 481 号）

第 2 回目となる今回は、記録上、岩田宙造弁護士が代理人となった大審院判例のうち、前回に次いで最も古いものの一つである大判明治 42 年 4 月 17 日民録 15 輯 360 頁（明治 41 年（才）第 481 号）をご紹介します。

明治 42 年（1909 年）は、山手線で蒸気機関車に代わって電車が走るようになり、両国国技館が完成するとともに、初めて日米野球試合が開催されるなど、経済・文化が発展する一方で、10 月には伊藤博文が暗殺されるという事件もありました。

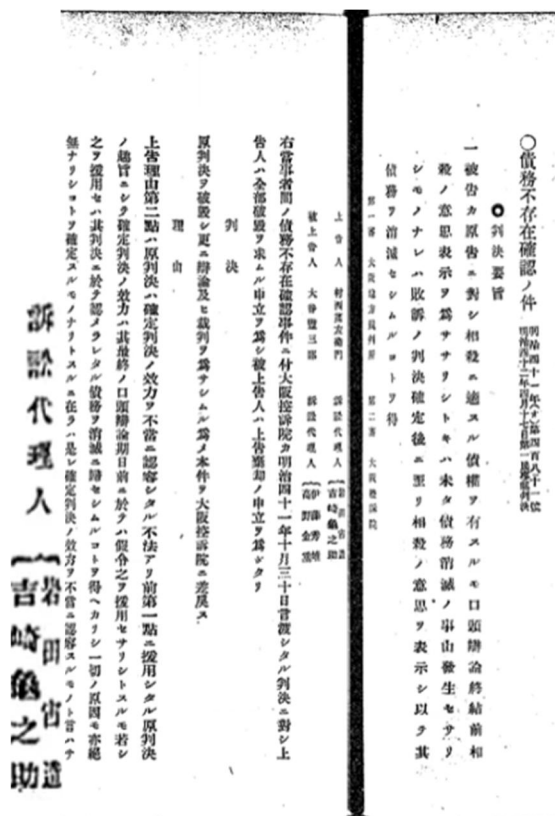
同判決の要旨等については、判例集の記載では以下とされています。

【事件名】 債務不存在確認ノ件

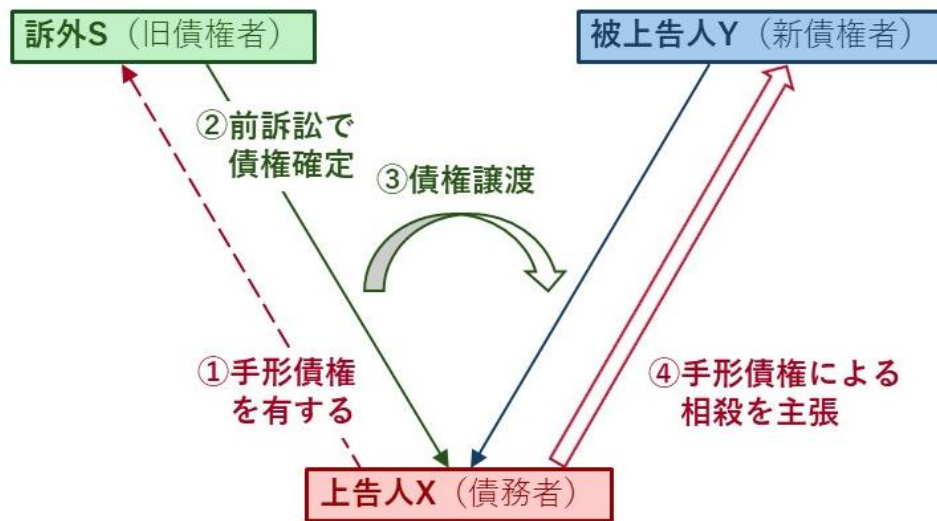
判決要旨	現代語訳
被告力原告ニ対シ相殺ニ適スル債権ヲ有スルモ口頭弁論終結前相殺ノ意思表示ヲ為サリシトキハ未タ債務消滅ノ事由発生セサリシモノナレハ敗訴ノ判決確定後ニ至リ相殺ノ意思ヲ表示シ以テ其債務ヲ消滅セシムルコトヲ得	被告が原告に対し、相殺に適する債権を有するものの、口頭弁論終結前に相殺の意思表示をしなかったときは、いまだ債務消滅の事由は発生していないので、敗訴判決の確定後に至って、相殺の意思を表示してその債務を消滅させることができる。

本訴訟とは別の前訴訟の確定判決によって、S（旧債権者、本訴訟では訴外）のX（債務者、本訴訟の上告人）に対する債権が認められました。本訴訟は、前訴訟の判決確定後に、訴外Sから当該債権を譲り受けたY（新債権者、本訴訟の被上告人）に対して、XがSに対する手形債権による相殺を主張した債務不存在確認請求訴訟です。

原審の大阪控訴院は、弁論終結前、既に相殺に適した債権は、判決確定後に至りその判決によって認められた債権と相殺することは許さないとの見解に基づき、Xの債務不存在確認請求を認めませんでした。



『大審院判決録：民事・刑事』第15輯 民事判決録 [明治42年分], 中央大学, 明24-45. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/794916> (参照 2025-07-08)
上告人の氏名に続き、「訴訟代理人 岩田宙造 吉崎龜之助」と見える。なお、吉崎龜之助弁護士は、元判事の弁護士で、当時、岩田宙造弁護士とともに本訴訟の上告人代理人を務めていた。



対して、大審院は、

原文	現代語訳
相殺ハ当事者双方ノ債務力相殺ヲ為スニ適シタル時ニ於テ当然其効ヲ生スルモノニ非シテ其一方カ相手方ニ対シ相殺ノ意思表示ヲ為スニ依リテ始メテ其効ヲ生スルモノナルハ民法第五百六条ノ明ニ規定スル所ナレハ訴訟ニ於テ相殺ノ抗弁ヲ提出スル者ハ単ニ当事者相互間ニ相殺ニ適スル債務アルコトヲ主張スルヲ以テ足レリトセス進テ相殺ノ意思表示アリタルコトヲ主張セサルヘカラス故ニ未タ其意思表示ナカリシ場合ニ於テハ先ス相手方ニ対シ相殺ヲ為サントスル旨ノ意思ヲ表示シ依リテ以テ相殺ニ因ル債務消滅ノ抗弁ヲ為スコトヲ得ルモノナリ	相殺は当事者双方の債務が相殺に適した時において、当然にその効力を生ずるものではなく、その一方が相手方に対し、相殺の意思表示を行うことによって始めてその効力を生じるものであることは民法 506 条が明らかに規定するところである。そのため、訴訟において相殺の抗弁を提出する者は、単に当事者相互間に相殺に適する債務があることを主張することをもって足りるとすることはできず、さらに進んで、相殺の意思表示があったことを主張しなければならない。ゆえに、いまだその意思表示がない場合においては、まず相手方に対し、相殺を行おうとする旨の意思を表示し、これによって、相殺による債務消滅の抗弁をなすことができるものである。

として、(前訴訟の) 被告 (X) が原告 (S) に対し、相殺に適する債権を有するものの、口頭弁論終結前に相殺の意思表示をしなかったときは、いまだ債務消滅の事由は発生していないので、前訴訟の X 敗訴の判決の確定後に至って、相殺の意思を表示してその債務を消滅させることができ

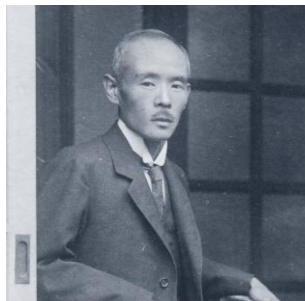
ると判示しました。

相殺の方法と効力発生時期については、次の3つの考え方があります。

- ① 相殺の意思表示を要せず、双方の債務が相殺適状ようになった時に法律上当然に効力を生じる
- ② 相殺の意思表示により行われ、双方の債務が相殺適状になった時に遡ってその効力を生じる
- ③ 相殺の意思表示により行われ、意思表示の時に効力が生じる

このうち、ボアソナードが中心となって起草された旧民法は①を採用していましたが、明治31年に施行された現行民法は②を採用しました。本判決は、現行民法の解釈として、口頭弁論終結前に双方の債務が相殺適状にあったときは、判決が確定した後も、相殺の意思を表示して相殺を行うことができることを明らかにしたものと位置づけられます。それから100年以上が経った平成29年の債権法改正では、③を採用することも検討されたものの、結論としては②が維持されたため、本判決は、今もなお先例としての意味を有しているといえます。

【岩田宙造プロフィール】



明治8年(1875年)、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治35年(1902年)、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和41年(1966年)死去。

【執筆者】



岡村 優（弁護士）
yu.okamura@iwatagodo.com

東京大学法科大学院、University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了、2009 年弁護士登録、2020 年ニューヨーク州弁護士登録。独占禁止法をはじめとするコンプライアンス案件、国際取引、M&A 等を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。